

## 団体の概要

(令和7年2月6日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん どうじんかい) 社会福祉法人 同塵会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒233-0016 横浜市港南区下永谷四丁目 21 番 10 号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)			
設立年月日	昭和41年3月			
沿革	様式ア 事業計画書 P5 参照			
事業内容等	様式ア 事業計画書 P4 『2 団体の状況』 3. 業務実績 (2) 事業内容 参照			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	8,112,681,058	8,423,000,918	8,759,035,800
	総支出	8,222,461,588	8,425,031,395	8,654,876,142
	当期収支差額	△109,780,530	△2,030,477	104,159,658
	次期繰越収支差額	1,808,379,560	1,806,349,083	1,910,508,741
連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【FAX】 【E-mail】			
特記事項				

## 事業計画書

### 【注意事項】

- ・1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

### 1 運営ビジョン

#### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、地域包括支援センターの役割への期待値からも高齢者施設として認知されがちですが、設置当初より地域活動交流を活動の一翼としており、その意義を活かし、地域全体を多面的にサポートできるのが大きな強みです。これらを下支えするのは、顔の見える関係であり、地域ケアプラザは有力な連結点となり得ると考えています。

地域包括ケアシステムを支えるのも、地域における顔の見える関係であり、この関係づくりを積極的に進めることができます。日々生じるケースに出来るだけ多くの視点が当てられるよう、関係性の掘り起こしに繰り返し努めることを取り組み姿勢の基本とします。

顔の見える関係づくりは、地域ケアプラザを起点とするものだけではなく、子育て中の保護者同士の連携や障害児者の地域帰属性、また地域における男性の活躍の場づくり、ボランティア希望者と活動の場との繋がりなど求められるシーンは異なっても、ネットワークのコアな部分として存在します。これらの仕掛けづくりが取り組むべき事項と考えます。また、これらは町内会を始めとする地域団体や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会など地域で活動する多くの皆さんと共に取り組むこととなります。

山坂が多いという富岡地区の地勢を考えれば、町内会等の行事への出張サポート、各地区で行われる健康教室やサロン等への出張参加など、地域ケアプラザから各地域に出向き、そこに来られる多くの住民の皆さんと触れ合うこと、あるいは集う人同士の触れ合いの活発化なども重要な取り組み要素になります。

担当地区は、今後も高齢化が進展し、特に後期高齢者の割合が増加します。これからさらに重要なになってくることを簡略に述べれば次のとおりです。

- ・高齢者自身の健康を増進し、元気な高齢者を増やす。
- ・要支援者になっても、地域で支え合う環境をつくる。
- ・現住する人が永く住み続け、さらに地域も永続するために、地域と協力して子育てしやすい環境をつくる。

これらの目標を支えるのは、やはり顔の見える関係づくりであり、富岡地域ケアプラザの指定管理者の取り組みはこのことを基本としています。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

担当地域は、昭和30年代から順次面的に開発された土地に移住してきた人が多く、それらの方々も順次高齢化しているという、都市部に共通する状況が強く生じています。地区全体に山坂の多いことも大きな特徴となっていて、山を越えては下りて、また上がるという地域もあります。このため特に高齢住民の生活手段の確保・サポートの充実が大きな課題の一つとなっています。

2018年から実証実験が繰り返されてきた京浜急行電鉄株式会社と横浜市、横浜国大そして地域住民の産官学民連携による協働モビリティシステム「とみおかーと」は高齢化の進む都市部丘陵住宅地における生活サポート策として期待されています。実施に向けて一番の課題となる事業継続性については検討が続いているが、大学のゼミにおいて集計している人口推計や高齢化率をエリアごとに視覚化したデータを共有いただき、平素感じている諸問題を数値として捉えることができ、これからは大学や企業とも連携し、このような地域特性の把握を進めることが必要と感じています。

すでに明治安田生命保険相互会社や不動産業、企業向けメンタルヘルス会社などの企業と連携を取り組んだ事業実績も踏まえ、企業の持つデータやデータ分析能力、広報のノウハウ等も活用しながら、より幅広い層に情報が届けられる仕組みを構築します。

## (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

当地域ケアプラザ指定管理者は地域団体として担当エリアの町内会とは良好な関係にあります。

町内会は民生委員児童委員協議会等の福祉保健に関わる方々の選出母体でもあり、連合町内会と地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の活動もお互いに良好に補完しています。これらはまず連携すべき基本となる関係団体となりますので、これらの連携により各種ネットワークの構築や状況把握が容易になると考えます。

毎月行われるこれら諸団体の会議には職員が交代で出席して情報収集・意見交換とともに、各種行事の開催時にも職員が参加させて頂いています。地域活動交流や生活支援コーディネーターの活動のみならず、地域包括支援センター職員の活動も同一線上にあると考えます。介護予防活動を初めとして、また身近な相談窓口担当として、民生委員児童委員協議会や保健活動推進員会など各種地域団体と密接な関係を持つ顔の見える専門職であるよう、地域団体と積極的に交流し、普段の業務に繋げています。

一方、地域団体とは趣を異にしますが、学校も有力な関係団体と言えます。学校を起点とするネットワークは保護者のみならず地域住民や卒業生など関係性は多様であり、将来の地域人財となり得ます。すでに地域活動交流コーディネーターが富岡小学校の運営協議会の委員として加わり、ネットワークを広げています。

当施設担当地区について、富岡第一地区は連合町内会の活動が活発であり、一方、富岡第三地区

は単位町内会の活動が活発であるとの特色があります。地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動もそれに準じた特色があるところとなっています。もう一つの担当地区である富岡西・能見台地区は現在のところ、連合としての活動はありませんが、単位町内会はそれぞれに活動しており、関係性構築に向けて情報収集に努めています。

いずれの地区の活動もそれぞれの歴史や思いを重ねたものであり、当施設はまず、これらの特性を十分に把握し、特性に応じた連携が取れるよう努めています。また担当地区支援の際は、隣接の地域ケアプラザと共に地域支援にあたりますが、十分に情報交換するとともに、幾つかの事業などでは両ケアプラザが関わることでより効果が發揮できるものについては共催としています。

また、金沢区では地域支援チームを編成して各地区推進の支援に入っていますが、当施設もチームの一員として、より地元に密接な関係をもっており、そこで蓄積してきた情報等を提供するなどして全面的に協働していますが、これを継続させます。さらに地域支援チームの動きとは別に、普段の業務においても区と活発に会合を持ち、情報・意見交換を行っていますが、これもまた継続します。

#### (4) 合築施設との連携について \* 市民利用施設との合築の場合のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### 1. 法人理念

社会福祉法人同塵会基本理念：『ご利用者に誠意の限りを尽くします』

#### 2. 法人基本方針

- (1) 地域に開かれた運営とサービスの質の向上に努め、21世紀の新たな地域福祉社会の到来に向けて積極的な役割を果たします。
- (2) 利用者個人の尊厳が守られるよう、利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。
- (3) 利用者が自分らしく自立した生活が送れるよう健康管理を徹底し、保健・医療・福祉を総合した支援に努力いたします。
- (4) 利用者自身の生活を基礎に、新しい人生を利用者・家族と共有できる温かな安心感のある同塵会を作る決意です。

#### 3. 業務実績

##### (1) 法人概要

法 人 名	社会福祉法人 同塵会（どうじんかい）
本部所在地	神奈川県横浜市港南区下永谷4丁目21番地10号
設立年月日	昭和41年3月設立
代 表 者	理事長 松井 住仁
職 員 数	1,420名（令和6年12月現在）
運 営 施 設	全24施設 ・特別養護老人ホーム8施設・認知症対応型共同生活介護1施設・ 地域ケアプラザ6施設・認可保育所8園・コミュニティハウス1施設

##### (2) 事 業 内 容

第一種社会福祉事業	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
第二種社会福祉事業	①短期入所介護（ショートステイ）②通所介護（デイサービス） ③訪問介護 ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑤居宅介護支援事業所 ⑥身体障害者居宅介護事業 ⑦障害者重度訪問介護事業 ⑧保育所 ⑨子育て支援事業
指定管理事業	①地域包括支援センター ②地域活動交流事業 ③生活支援体制整備事業 ④コミュニティハウス

##### (3) 補足（その他の業務実績）

各種行政機関の政策・施策をバックアップする事も重要な社会貢献と認識し、積極的に取り組んできました。また公益性の高い社会福祉法人の責務として、地域の皆様に愛される法人・施設を目指して各種自主事業に傾注してきました。

- 【受託事業】
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
  - ・介護ロボット普及推進事業
  - ・横浜市緊急ショートステイ床確保事業
  - ・ヨコハマシニアボランティアポイント事業
  - ・高齢者食事サービス事業 など

※上記、理念の周知や法人各事業展開における職員への周知は、毎月開催する幹部会（所長出席）や法人内所長会において得た情報をタイムリーに職員会議などで目的や役割を踏まえながら説明しています。よって、誠意の限りを尽くした事業運営を実施しています。

## 社会福祉法人 同塵会 沿革

昭和 41 年 3 月	社会福祉法人同塵会 設立
昭和 42 年 5 月	特別養護老人ホーム芙蓉苑開設（入所定員 50 名） ※横浜市で最初となる特別養護老人ホーム（港南区）
昭和 50 年 4 月	芙蓉苑増改築工事竣工（入所定員 150 名）
昭和 53 年 4 月	和光診療所（芙蓉苑併設）開所
昭和 53 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者ショートステイ事業開始
昭和 57 年 9 月	芙蓉苑在宅高齢者入浴（施設）サービス事業開始
平成元年 1 月	特別介護棟開所・在宅高齢者デイサービス事業開始 入所定員：160 名（寝たきり高齢者 140 名、認知症高齢者 20 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 3 年 3 月	芙蓉苑在宅高齢者配食サービス事業開始
平成 3 年 7 月	芙蓉苑全面増改築工事竣工
平成 8 年 12 月	特別養護老人ホームいづみ芙蓉苑開所（泉区）入所定員：50 名 ショートステイ：10 名
平成 9 年 6 月	いづみ芙蓉苑全面開所 入所定員：80 名（寝たきり高齢者 40 名、認知症高齢者 40 名） ショートステイ：20 名（寝たきり高齢者 10 名、認知症高齢者 10 名）
平成 9 年 9 月	いづみ芙蓉苑認知症高齢者デイサービス事業開始
平成 9 年 10 月	芙蓉苑在宅介護支援センター事業開始
平成 10 年 9 月	横浜市下永谷地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 10 年 10 月	芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）事業開始 いづみ芙蓉苑ホームヘルプサービス（滞在型・24 時間巡回型）/高齢者配食サービス事業開始 横浜市下永谷地域ケアプラザ在宅介護支援センター事業開始
平成 11 年 7 月	横浜市下永谷地域ケアプラザホリディサービス事業開始
平成 11 年 9 月	芙蓉苑・いづみ芙蓉苑ホリディサービス事業開始
平成 11 年 12 月	介護保険制度施行に伴い、芙蓉苑・いづみ芙蓉苑・横浜市下永谷地域ケアプラザが居宅介護支援事業所指定
平成 12 年 1 月	介護保険制度施行に伴い、各種在宅福祉サービス及び施設サービスの事業者指定を受ける
平成 12 年 4 月	芙蓉苑、いづみ芙蓉苑にて、横浜市自立支援、在宅生活支援、障害者・難病患者等 ホームヘルプ（滞在型・巡回型）事業開始 ※いづみ芙蓉苑は滞在型のみ
平成 12 年 10 月	横浜市富岡地域ケアプラザ開所（金沢区）
平成 13 年 8 月	横浜市下瀬谷地域ケアプラザ開所（瀬谷区）
平成 13 年 9 月	横浜市笠間地域ケアプラザ開所（栄区）
平成 14 年 1 月	芙蓉苑建て替え事業計画着工～平成 15 年 3 月 芙蓉苑一期工事竣工
平成 16 年 4 月	芙蓉苑全面改築工事竣工
平成 16 年 11 月	赤い屋根保育園開園（港南区）
平成 17 年 3 月	グループホーム日限山ホーム開所（港南区）（定員 18 名）
平成 17 年 12 月	特別養護老人ホームサンバレー開所（港南区）（入所：100 名 ショート：30 名）
平成 19 年 5 月	特別養護老人ホーム新磯子ホーム開所（磯子区）（入所：120 名 ショート：10 名）
平成 21 年 4 月	チエリーガーデン保育園開園（港南区）
平成 24 年 4 月	特別養護老人ホームリバーサイドフェニックス開所（南区）（入所：90 名 ショート：10 名）
平成 24 年 8 月	ゲートタワーローズ保育園開園（川崎市幸区）
平成 25 年 4 月	中野島フレンズ保育園開園（川崎市多摩区） 鶴見すずらん保育園開園（鶴見区）
平成 27 年 10 月	特別養護老人ホーム花見川フェニックス開所（千葉市花見川区） (入所：110 名 ショート：30 名)
平成 28 年 4 月	特別養護老人ホーム境町フェニックス開所（川崎区川崎区） (入所：120 人 ショート：20 人) 境町バイナップル保育園開園（川崎市川崎区） 小向さくら保育園開園（川崎市幸区） 横浜市日限山地域ケアプラザ開所（港南区）
平成 30 年 4 月	目黒かえで保育園開園（東京都目黒区）
令和元年 5 月	特別養護老人ホーム日野サザンポート開所（港南区）（入所：130 人 ショート：10 人）
令和 6 年 7 月	横浜市上永谷駅前地域ケアプラザ・横浜市上永谷駅前コミュニティハウス開所（港南区）

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

当法人は 24 施設を運営しています。いずれも福祉施設であることからスケールメリットを活かしたコストの削減ができ、安定的な運営が可能となります。

これら施設が運営できているのは、各自治体より当法人の財政状況の健全性、安定性はもちろんのこと、経営方針に対する信任、運営への期待と認識しており、信頼を損なうことの無いよう、事業種別ごとに法人本部に担当者を置き、施設単位で財務状況の把握ができる体制を整えています。施設単位の財務状況を把握することにより、状況に応じた補正予算の編成など適切な対応を取ることが可能となっています。

施設の規模により収支に差はありますが、複数施設の経営を行うことにより、互いに支え合い、時には競い合う中で多数の意見を聞くことにより、改善を実施するなど、常に安定した経営ができる収益基盤の確保に努めています。また繰越金により新たな施設建設、経営を進める中で、地域の雇用促進や職員賃金への反映を行うことで社会福祉の貢献を広げ、安定した運営が継続していくことを常に念頭に置き、日々の業務に取り組んでいきます。

### ・予算の執行状況

月別の執行状況は、理事長、理事、法人内ケアプラザ所長及び関連施設所属長が参加する会議において毎月確認を行っています。予算を基に執行状況が計画通りに進んでいるか確認し、必要に応じて予算の補正も適正に行ってています。

### ・法人税等の滞納の有無

法人税等については、法人本部や税理士事務所の管理により適正に納付をしており、滞納はありません。

また法人のホームページ上に財務状況を公表しており、透明性のある法人でありたいと考えます。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### **所長配置予定者**

地域ケアプラザは、地域福祉の中核を担う重要な役割を持ちます。所長に就く人物は「地域から信頼される豊かな人間性と地域福祉の経験」が求められます。

重要なスキルとしては、『コミュニケーション・マネジメント・危機管理能力』と認識しており、特に子どもから高齢者といった幅広い世代からのご意見やご要望などに耳を傾ける姿勢や、相手の立場に立った対応ができるコミュニケーション能力を持っている事が重要と考えます。これらを踏まえて既存の6地域ケアプラザ所長経験者もしくは、専門職として地域福祉に長期間にわたり携わった経験を持ち、公設民営にて設置される意義を充分に理解し、多彩で良質なサービスを提供できる人物を所長として配置します。

##### **職員の確保・配置**

近年、福祉業界の人材不足が課題となっています。そのため職員配置にあたっては、原則としては当法人が運営する既存施設に勤務する有資格者を配属します。また、地元地域での雇用促進及び人材発掘の見地から一部の職員は中途・新規職員の採用も行います。

あわせて、当法人の8つの特別養護老人ホームの協力を得て、入居施設勤務の有資格職員を当施設に異動配置するなどして人材の確保に努めます。さらに、当法人では首都圏に点在する専門職養成校（大学や専門学校）との長年に渡る信頼関係により安定的に新卒者の紹介を受けていますので、新卒者を配属し計画的な人材育成が可能です。

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

当法人は、「ご利用者の喜びが自分の喜びに感じられる」人材育成を基本としています。そのため高い知識・技術を持った専門家としてのスキルは当然のこと『こころ』を兼ね備えた職員となるべく育成をしています。また『福祉は人なり』との考えに基づき、職員が誇りを持って意欲的に働き続けられる職場環境を目指し、専門性が高く思いやりを持った人材の育成こそが質の高いサービスの提供につながり、ひいては地域の皆様の満足度向上を実現するものと確信しています。その実現のため、法人全体研修や資格取得支援の実施、外部研修への参加の他、各専門職で行われる法人内の部門別研修会や事業所間での交流研修を実施し、職員個々が掲げる目標にむけて主体的に取り組むことができるシステムを確立しています。また、これらの研修を進めていくうえで、学びの気持ちが継続するように職員一人ひとりをバックアップするため、所長をはじめとした役職者による面談体制を整えていることも特徴の一つです。

今後も熱意を持った人材育成と研修に取り組んでいきます。

同塵会 ケアプラザ部門 応用研修プログラム			
研修項目	内 容	対象者	開催頻度
<b>専門性を深める・広げる</b>			
法人内部署別勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実際の事例を用いたケーススタディ形式による専門性の向上</li> <li>○部署特有の課題の発掘～解決策の意見交換</li> </ul>	法人事業所 対象職種職員	部署毎 1回／年
職種別 事業所間交換研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービスを提供する上で必要となる専門的な知識・技術を練磨し、専門職としての資質の向上を図る</li> <li>○実際の支援場面での実践的技術の習得（実習形式）</li> </ul>	法人事業所 対象職種職員	職種毎 1回／年
試験対策勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉に携わる上で必要となる資格取得</li> </ul>	希望者	随時
各種認定資格の案内／ 勉強会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発想力・提案力の拡充</li> <li>○職種別の基本的な必要資格とは別に、福祉用具専門員・認知症専門員・レクリエーション指導員や、音楽療法・スポーツアクティビティー等、趣味活動講座の受講支援</li> </ul>	希望者	随時
<b>プラザ内情報共有のための研修</b>			
事務所会議・職員会議 等（ケース会議）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所ごとの特性に合わせた、ケーススタディを中心とした具体的な支援方法や情報共有</li> </ul>	全職員 (プラザ内)	月1回
<b>市区行政主催研修を中心とした外部研修の活用</b>			
外部研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉に携わる上で必要な、より新鮮な情報の習得と、地域に反映されるよう実践的手法を学ぶ。</li> <li>○「地域包括支援センター職員課題別研修」等を活用</li> </ul>	外部研修指定対象者	随時

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

市民の共有財産である当施設については指定管理者の責務として、ご利用される方が快適かつ安全にご利用いただくことはもちろん、施設及び設備については日常の管理、点検を確実に実施し、不具合を早期発見し、速やかに区へ報告、協議の上で必要な対策を講じます。

- ・単独で実施できる範囲については適切な入札を厳守した上で、実績を有する専門業者を選定、施設管理者立ち合いのもと定期的な保守管理を実施します。
- ・業者の点検結果を基に修繕が必要な場合は、優先順位を決めて適切に修繕します。
- ・気持ちよく利用していただける施設を維持するために、独自に清掃担当者を設置し専門業者の保守点検に頼らず、日常的な目視点検と清掃を行うことで長寿命化を目指します。
- ・機械設備の緊急トラブル時は設備保守会社のみならず、法人本部に在籍する設備機器管理の担当職員とも連携して早急に復旧対応できる体制を整えます。ご利用者の皆様が安心して安全に使用できる施設管理に努めます。

### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

回避困難で突発的な事故・急病等の緊急時については、迅速かつ的確な対応を行います。これらの取り組みを主管するため法人本部に危機管理対策室を設置しており、事務所、各部門、担当間の連携を強化し、対象者に寄り添い事案処理する独自のシステムを確立しています。

当施設は、乳幼児から高齢者まで幅広い年代の方々や、障害児者の方々など広くご利用いただくなことから、事故が起きやすい施設であることを常に意識していきます。

#### 1. 事件・事故（緊急事態）発生時の対応

サービスの現場には高度な安全配慮義務が課せられており、極力事故を回避しなければなりませんが、予測不可能な事故や予測できても回避不可能な事故が発生することを認識して、事件・事故による被害を最小限に止める対応能力が求められます。

当法人では危機管理マニュアルを整備し、不測の事態に備え対応手順や連絡体制を明確化し、全職員へ周知及び定期的な研修により有事に備えていきます。

#### 2. 急病時の対応

当施設開館時に施設利用者や職員等に急な体調の変化等が発生した場合は基本対応マニュアルにそって、2名以上の職員が対応します。看護師資格を有する者が毎日勤務しており、通院等の必要性に迷いが生じた場合、参考意見として取り入れます。緊急レベルで命に係わる場合は救急車の要請をします。施設内にはAEDを設置し有事に対応できるよう富岡消防出張所の協力を得て、定期的にAED研修も実施していきます。

### 3. 防犯・防災の対応

消防訓練では、防火管理者を配置し、施設利用者などにも声をかけ、当施設全体で訓練を実施していきます。管理者不在であっても責任ある行動がとれるよう指示系統を確立しています。また、富岡消防出張所の協力を得て年2回避難訓練等を実施していきます。

夜間のセキュリティに関しては、専門業者に委託し、防犯・防災・ガス漏れ・不法侵入等の発生を機器により感知し、不法侵入等の感知があった場合には警備会社が急行する他、所長及び15分以内に駆けつけられるスタッフの連絡先についても警備会社に告知し、不測の事態にも対応できる体制をつくります。

#### (3) 災害等に対する取組について

##### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

当施設全職員が、「広域避難場所」、「地域防災拠点」、「いっとき避難場所」を確認・把握するとともに、横浜市職員が自ら参集する横浜市内「震度5強」以上の災害時には当施設のスタッフも身の安全を確保しながら参集する体制をとっています。また危機発生時の状況により、横浜市が協力を求めた場合には協力します。

当施設は、金沢区との間に締結された「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」に基づく福祉避難所となるため、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、災害時には地域防災拠点からの要援護者とその家族を受け入れます。また、適切な応急備蓄の整備、保管を行います。「福祉避難所の協力に関する協定」及び「福祉避難所開設・運営マニュアル」等に定めのない事項（例：災害発生時に住民が地域ケアプラザに自主避難してきた場合の対応等）についても、金沢区災害対策本部（区役所）と連携を図り、人命の保護を最優先に被災者の援助活動等に全面的に協力します。

##### 【発災時に備えた事前準備】

- 当施設は、介護保険ご利用者の名簿を作成し、災害時の安否確認等に備え、鍵のかかる書庫で保管しています。
- 要援護者の受け入れ人数、受け入れスペースを職員に周知し、発災直後の行動は、マニュアルに沿って行動できるよう情報を共有していきます。
- 応急備蓄の食料や水、生活用品は年度で適正な管理を行っていきます。
- 金沢区が主催する福祉避難所連絡会には積極的に参加していきます。
- 福祉避難所情報共有システムや災害時優先携帯電話を使い金沢区役所と定期的に訓練を行っていきます。

#### イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、区との間に締結された「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」に基づく避難所となるため、まず福祉避難所として地域防災拠点とも連携して対応が取れるように日頃からの関係性を構築し有事に備えることを前提に運営します。

「福祉避難所の施設管理者は、発災後速やかに、福祉避難所として機能させることができるように必要な措置を講じる…」とあるように、日頃からの備えと定期的な訓練を実施します。具体的には年2回の訓練を行います。富岡西ハイツとも連携して建物全体での訓練を実施し、より実際的であるよう、また管理者不在の場合であっても責任ある行動がとれるよう指示系統を確立していきます。同時に富岡消防出張所の協力を得て、避難誘導訓練や初期消火訓練、AED研修等を計画・実施します。

昨今、横浜市内でも大雨や台風等による河川の氾濫や土砂崩れによる家屋の被害も多発しています。2019年9月、金沢区が集中豪雨に襲われた際、当施設は床上浸水の被害を受けました。そのため、いつでも起こりえる災害に備えることを自覚して職員全員に意識づけしています。近年は想定を超える巨大台風の襲来や線状降水帯の発生など、気象の様相も一変しました。いざという時に福祉避難所としての機能を十分に発揮できるよう努めます。

また新型コロナウィルス感染症をはじめとしてインフルエンザやまだ見ぬ感染症に対しても普段からスタンダードプリコーションを徹底することで予防に努め、万が一感染症が発生したとしても適宜的確な対応を行えるようにします。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

当施設は、公設民営で指定管理制度により運営される極めて公共性の高い事業所であり、名称に「横浜市」が含まれることを重く受け止め、その公平性と中立性が担保されなければなりません。公的施設であるが故に、市民・団体の皆様が利便性や用途の柔軟性を求められる事は必然ではありますが、公正・中立な管理が崩れることはご利用者の不利益になるとの理解を促していきます。

また、介護保険業界においても民間事業者が公的施設に対して厳しい視線を向けていることも忘れずに取り組んでいます。

##### 1. 市民、団体を対象とした中立性の確保

「横浜市地域ケアプラザ施設利用マニュアル」に基づく適正な貸室利用を行います。中でも反社会勢力対策や営利等を目的とした使用禁止となるものについては、区役所と連携し厳守します。使用禁止となる可能性のある事例については、すみやかに区へ報告・相談し、トラブルが生じないように対応していきます。

##### 2. 自法人を律する公正中立の確保

既存の6地域ケアプラザの運営を通じて、設備や備品の管理を初め、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所におけるマネジメント等については特に注意が必要であると体感しています。い

つ、誰から指摘を受けても透明性を持って説明をし、納得を得られる公正・中立な運営が指定管理事業受諾法人の義務であり、自らを律する姿勢で管理・運営にあたります。

### 3. 介護保険サービス事業者に対する公正中立の確保

当法人は公益性の高い社会福祉法人として予てより公正・中立な立場であることを徹底してきました。

居宅介護支援事業所による利用者選択の同意書は、横浜市の指定様式を使用します。地域包括支援センターにおける介護予防支援事業でも「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」を法人にて作成し、利用者や相談者が利用するサービス事業所の選択や居宅介護支援事業所への紹介が、公正・中立を基本に利用者自らが選ばれたことが証明できるよう、細かな記録や確認書を作成していきます。

区内の居宅介護支援事業所一覧や、ハートページ活用は当然のことながら、相談のニーズや勘案される必要なサービスに充分に対応するため、各事業所の特性や長所等を把握する必要があります。そのため日頃から各事業所との連携を密にしていきます。

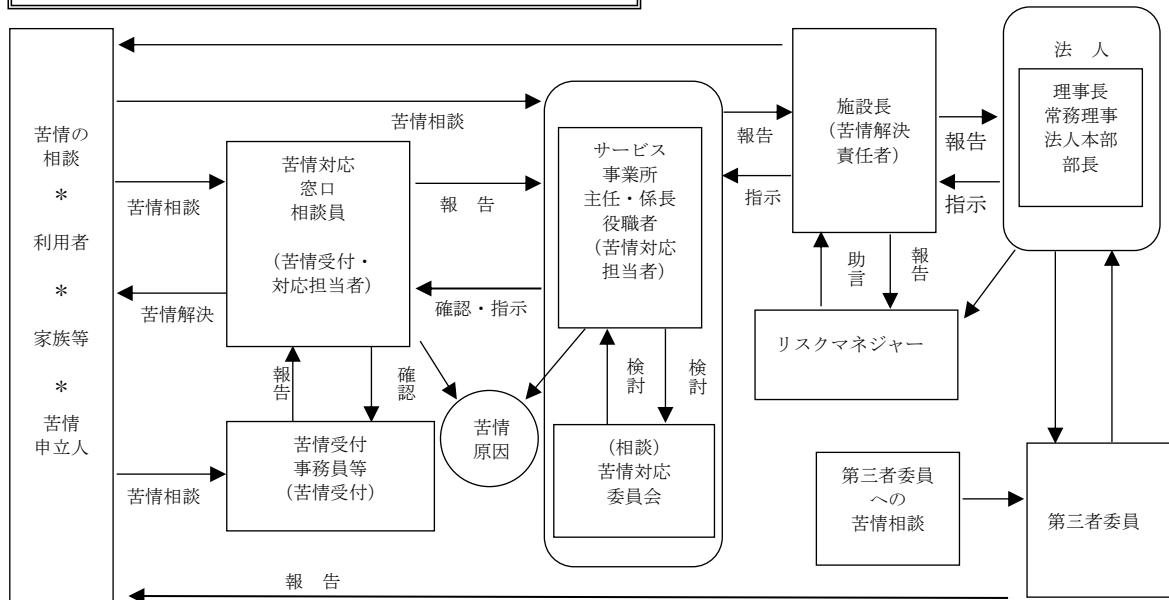
#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

意見・要望を汲み取る具体的な方法として、利用者アンケートや意見箱の設置の他、地域行事や会合などにおいて何気なく話された内容も所内で共有し、把握されたニーズや要望を分析し、計画的に適切に対処できるよう当施設の各部門において誠意を持って取り組みます。

苦情に関しては、より迅速な対応が求められることから、各職責に応じた役割や解決までのプロセスを明確化し、実践的な苦情処理システムフローを構築しています。苦情解決責任者が、真摯に対応することでスムーズな苦情解決を実現します。

※ 円滑且つ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 1. 個人情報保護について

当法人は、24事業所を運営する社会福祉法人であり、取り扱う個人情報は膨大で、個人情報取り扱い事業者として重大な責任を担っています。

具体的な方法として、個人情報保護に関する研修の実施や、マニュアルの定期的な見直し、パソコンなどにおいては、パスワード管理や施錠された場所への保管など、平素より適正な個人情報の取り扱いに努めています。また「ヒヤリハット」を作成し、当施設の事例だけでなく、法人内及び横浜市内のケアプラザ等で発生した事故に関しても自身の業務と照らし合わせて未然に防ぐ方法として活用しています。

### 2. 情報公開への仕組み

公益性の高い社会福祉法人の責務として、各種法令の遵守はもちろん、区民へ積極的に情報を公開し、本事業に付随する計画、施設の経営・運営状況を、法人が定める「情報公開規程」に基づき積極的に情報公開します。

具体的な方法として、運営状況・事業計画・事業報告・第三者評価の実施結果などは、常時閲覧できる場所に設置しています。また、ホームページでは高齢者、障害者を含めあらゆる方が情報を得られるようにウェブアクセシビリティの確保と向上に努めています。

### 3. 人権尊重への取り組み

横浜市は「横浜市人権施策基本指針」を制定し、様々な差別や人権問題に対し行政・市民が一体となって誰もが自らの権利を侵害されることなく住みやすい街づくりに尽力されていると理解しています。

人権尊重に向けた啓発や活動は、男女共同参画や外国人市民などの多岐に関わる問題が存在します。ヤングケアラー、ひきこもり、生活困窮など時代とともに多様化し変容している課題に対しても理解を深めるため、事業所として研修の内部開催・外部参加を問わず実施していきます。

また、地域住民への啓発活動にも取り組んでいきます。特に講演会、勉強会などは区内の他ケアプラザとも協働しケアプラザが持つ情報拡散のノウハウを活かして当施設担当地域のみならず広く住民参加を促します。

## (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

指定管理下で運営される当施設においては、行政施策の趣旨に基づいた活動を更に推進する役割を担っていると認識しています。「G30 プラン」「3R夢プラン」に続き「ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画」も引き続き推進していきます。

また、当施設の運営によって、街が更に活性化するよう、市内中小企業振興基本条例の主旨に基づき市内経済の発展による市民生活の向上に寄与する所存です。

### 1. 「ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画」活動の推進

「ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画」の推進を図るため、職員全員がゴミ問題に関心をもち、率先して分別やリサイクルを実践します。事業所から出るごみを徹底的に分別し、リサイクル率を高めます。また、事業所からのプラゴミを減らす取り組みとして使い捨て容器やカトラリーの使用を減らし排出量そのものを減らします。

地域住民に対しても環境事業推進員と協働しプラごみ排出量の削減に向けた講座や親子向けのリサイクル工作教室を開催し、ごみに対する意識の向上を行っていきます。

食品ロスに供するため区社会福祉協議会とも連携しフードドライブへの協力をしています。また、あまりもの食材による料理レシピやミニ講座、料理教室を通じて地域住民に対しても啓発をしていきます。

### 2. 環境への配慮

脱炭素取組宣言事業者の一員としてこまめな消灯を心掛け、空調については夏場の室温は28℃、冬場の室温は20℃になるよう設定温度を調整し、事務所内で周知徹底します。また、業務における移動は公共交通機関、電動自転車利用を推奨します。

### 3. 中小企業優先発注

当施設が行なう工事の発注、物品・役務の調達等にあたっての市内中小企業者の受注機会の増大を図ります。当施設で開催される会合やイベントで使用する商品をエリア内の商店で購入することで、店舗の活性化に貢献します。日頃から地域における店舗などの特徴や取扱品にも関心を高めることで、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与していきます。

### 4. 男女共同参画

男女共同参画社会における当施設としての役割は、男女がともに主体的に地域活動やボランティア活動などに参加したいと思うような活動・場所などの提供であると考えています。参加者が当該活動へ参加することによって地域コミュニティが強化されます。地域コミュニティの強化が地域の活性化につながり、日々の暮らしが改善することで子ども達が伸びやかに育つ環境が実現できると思います。

理想は仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女がともに夢や希望を実現することで「一人ひとりが豊かな人生」を送ることができるような社会の実現です。その実現のために地域ケアプラザとして全力で取り組んでいきます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

当法人は施設の諸室利用率や館内に立ち入られた地域住民の人数が当施設の存在意義を図る指標であると捉えています。そのため的確な情報提供により施設利用の促進を図っていきます。

	平日	土曜	日・祝日	部屋別稼働率
多目的ホール	50.1%	48.3%	36.8%	48.1%
調理室	13.6%	12.8%	1.1%	11.7%
ボランティアルーム	38.6%	22.8%	17.3%	33.4%
地域ケアルーム	19.4%	7.7%	4.6%	18.6%

現状として夜間の利用ニーズは低く、逆に多目的ホールは日中 60%を超えていていることから、日中稼働率の更なる向上に向けた具体的な目標値を設定し、利用促進、ニーズ把握、連携強化など多角的な取り組みを行います。

#### 1. 施設利用の広報・周知活動

地域の掲示板や商店街にチラシを掲示し、視覚的にアピールします。また、地域行事に参加し、チラシを配布していきます。行事参加者はすでに「参加目的のために行動を起こしている方」であるため、案内する事業の内容次第では来館、利用に繋げやすい層であると捉えています。

ふだんから地域行事やケアプラザへの来館がない層に対してはケアプラザが発行する広報誌にて施設利用案内、イベント情報、地域の情報などをわかり易く掲載し利用者の関心を高めます。また法人ホームページに新着情報を提供していきます。

総じてケアプラザの存在ならびに貸館利用についての広報を継続して行うことが利用促進につながる最適解であると考え継続していきます。

#### 2. 利用者満足度向上に向けた取り組み

普段ご利用いただいている方へ、日ごろから丁寧で迅速な対応を心がけます。破損、摩耗した設備の修繕など利用環境を整え、施設利用者が気持ちよく、安全に利用できるような環境の整備に努めます。職員一人ひとりが地域貢献への意識をもち、積極的に地域住民との交流を図ります。

#### 3. みんなが集まる場の創設

地域で暮らす皆様は世代やニーズも様々です。それぞれに対応したプログラムを提供し、幅広い層の利用者を呼び込むことが必要です。そのため地域の活動者と連携し、地域ニーズに合わせたイベントや講座を開催することで利用者を増やします。

ひとつには健康に関する専門家による講座を開催し、健康意識の向上を図ります。次に子育てに関する悩みや不安を解消するための講座を開催し子育て中の親を支援します。そして高齢者の健康維持を目的とした運動教室を開催し生きがい創出に貢献します

また地域住民同士が交流できるイベントを開催し、世代やニーズを横断したコミュニティの活性化を図ります。

## イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

相談には誠意を持って取り組み、地域の皆様から信頼されるワンストップサービスの窓口として「困ったらケアプラザに相談すれば大丈夫」と言われる施設づくりを目指します。

### 1. 当施設が情報発信源であることの周知

高齢者・子ども・障害児者、また制度の狭間にある方など、地域には様々な課題が複雑に絡み合い、どこに相談をして良いかわからない方が多くいらっしゃいます。

これらの方々に私たちが情報発信源として、課題解決をコーディネートできる身近な相談窓口であることを広くご案内します。

具体的には、周知活動を当施設内に留めることなく、高齢者のサロンや育児サークル等、地域の様々な集まりに積極的に出向き、地域の特性や個別ニーズを把握し、インフォーマルサービスも含めてきめ細やかな周知に努めます。

### 2. 情報の提供方法

伝えたい・相談したい方の視点に立ち、わかりやすく正確な情報の発信を積極的に行います。また、当施設の職員は、縦割りの対応ではなく地域福祉のトータル・コーディネーターとしての役割を果たすよう職員間で情報を整理し共有することで、担当者不在であっても適宜・適切に提供できる体制を整備していきます。

### 3. 関係施設等との連携

区役所担当課、近隣の子育て支援拠点や障害者施設、市民利用施設と十分に連携を図り、相談の内容によって適切に情報提供できるように努めます。

## ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

当施設のスタッフは、自身の配属部門や業務内容を超えて地域の皆様に如何に貢献できるかが本分と考えます。円滑な課題解決のためには、施設内の各部門間が情報を共有して連携することが重要です。また地域内の関連施設と連携して取り組むことが最良の手段です。

### 1. 5職種（地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援体制整備）の情報共有と連携

毎日朝礼で各職員の予定を確認する他、適切な情報共有のために地域包括支援センターの3職種、地域活動交流・生活支援コーディネーターが参加する5職種会議により、最新の地域情報を正確かつ効率良く全職員が把握し、担当者不在時においても不都合が生じないよう、職員誰もが地域の皆様の担当者であるとの認識で円滑に対応していきます。

### 2. 関連施設との連携

#### 1) 小中学校との連携

当施設の担当地域には、富岡小学校、西富岡小学校、小田小学校、富岡中学校、小田中学校があります。さらに富岡小学校と西富岡小学校、小田小学校は地域防災拠点となっています。当該小学校と情報共有し連携をとりながら事業を展開していきます。

特に隣地である富岡小学校地域防災拠点においては運営委員会にも参加し、避難訓練の支援を行うとともに、福祉避難所としての役割も含め災害時の対応を確認していきます。

また、地域の子ども達及び保護者にとっても当施設が身近な場所となるよう、学校とも情報を共有し意見交換等を行っていきます。

#### 2) 近隣福祉施設との連携

子育て支援施設や障害者施設とも連携を図り協働事業を実施していくように努めます。

子育て支援拠点「とことこ」とは子育てサポートシステムの共催事業を実施。ケアプラザの子育て事業に参加してもらい、親子の笑顔を作り出すための専門的な知見を伺い、充実した子育て支援を行っていきます。

障害者施設である「りんごの森」基幹相談支援センターには障害児者の「親の会」に参加をしてもらい、専門性を活かした支援、情報提供を受けて障害児者とその家族が地域で自分らしく暮らせるように協働していきます。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

当施設の担当地域には、様々なネットワークが存在し、地域を支える力になっています。当施設は、地域全体に包括的なネットワークを張り巡らせるため、点在するフォーマル・インフォーマルの社会資源を線で結びつけ、安心できるまちづくりに寄与したいと考えています。

### 1. 地域活動を行う個人及び団体との連携

地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会定例会、その他各種委嘱委員の会議等に参

加し、お互いに支え合って事業を進める信頼関係を構築していきます。お困りごと相談やネットワーク構築を単位自治会町内会ごとに展開することで、より身近な単位で自分事として捉えながら共に考え方支援していきます。

## 2. 専門的なサービス提供を行なう専門職等（個人・組織及び団体）との連携

担当地域にある介護保険事業所と連携していきます。特に地域密着型サービス事業所の運営推進会議にも出席し、事業所と地域がお互いに協力しあえるより良い関係がつくれるよう努めていくとともに地域で課題となっている諸問題に対し、専門職の気づきなども参考にさせていただき、当該サービスの発展に寄与します。

### オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザは、管理運営に関する基本協定書にも掲げられている通り、区政運営方針や区地域福祉保健計画等、区の方針のもと、区行政と協働して事業に取り組むことが求められています。その責務を認識し、ケアプラザと区役所は、必要な情報や各々が抱える問題・課題等を共有し、課題解決に向けて役割分担していくこと、またそのために有効な関係性を保っていくことが必要と考えます。

#### 1 協働関係性構築の第一歩

まず、区役所とケアプラザの職員同士が顔の見える関係を構築・維持していく必要性があると考えます。そのために、区職員との定例会議やケア会議など、業務担当別及び業務横断的な会議等で意見交換を行います。そこでお互いの業務特性をよく知り、尊重しあえるような関係を作るようにします。

#### 2 区との事業計画・事業報告についてのヒアリングの場の活用

毎年、区とケアプラザの間で、その年度のケアプラザの事業計画や実施報告についてヒアリングが行われます。そこでは事業計画・実施報告の点検確認・実施検証・振り返り・更なる計画等への反映などが具体的に取り上げられることとなります。その検討の中で、基本方向を確認し、場合によっては修正を行うことで、ケアプラザが区行政と同一方向のベクトルを共有することを確認します。

#### 3 区の施策への積極的な協力

毎年策定する区運営方針として、今年度の基本目標として「地域の皆さんと共に考える、挑戦する、つくる！」が挙げられ、そのもとにいくつかの施策が掲げられています。当施設は、区運営方針に示される施策に対して積極的に関わりをもちます。

#### 4 区が協働する事業等への広範な協力

区が実施する委託事業に積極的に応募し、事業内容を拡充します。また、区が推進する地域包括ケアシステム構築に向けた事業にも積極的に参画し、ケアプラザが担う役割を明確化します

## **力 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について**

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

当施設は、第4期地域福祉保健計画の取組を踏まえ、経験とノウハウを活かして、地域の主体的な取り組みを積極的にサポートしていきます。また、第5期計画の策定・推進についても協力していきます。

さらに個別ケースの対応などについても、積極的に区と情報交換と議論を重ねて、役割分担を明確にし、連携して対応します。

今までに培った地域情報を提供しながら、区の事業発展に寄与することは、指定管理者としての責務と理解しており、確固としたパートナーシップを持って地域福祉の発展に取り組んでいきます。

### **1 区地域福祉保健計画の推進**

区地域福祉保健計画は、当施設にとって、富岡第一地区、富岡第三地区、富岡西・能見台地区的各地区別計画と併せて、貴重な施策であり目標であると認識しています。第4期区地域福祉保健計画の基本理念である「誰もが安心して健やかに住み続けられる 支えあいのまちづくり」を実現するために、私達の運営理念である『ご利用者に誠意の限りを尽くします』のもと計画の推進と次期計画の策定に向けても全力で取り組んでいきます。

### **2 地域支援チームへの参加と貢献**

地区的計画を推進する地域支援チームの一員として、地域ケアプラザの機能を活かした支援の方法を提案していきます。具体的には、地域活動交流、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員が中心となり、地域支援チーム会議に出席し、情報の提供やチームメンバーと情報共有に努めます。

### **3 地区の特性を踏まえた地区別福祉保健計画策定のサポート**

地区別福祉保健計画の策定は、地域住民自らが行うことになりますが、策定の過程では、ケアプラザが積極的に関わりを持たせて頂きます。話し合いの場には当初期から入り、地区ごとの特性をよく把握した中で、全体的な位置づけなども考慮したサポート体制を取っていきます。

なお、富岡第一地区においては並木地域ケアプラザと、富岡西・能見台地区については能見台地域ケアプラザと情報共有し連携して支援していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主企画事業のキーコンセプトは、当地域ケアプラザ自身が自由に作るのではなく、地域住民の皆さまが考えられたキャッチフレーズ、「ささえあい　みんなの顔が見える街」（富岡第一地区）、「誰もが安心して暮らせる「まち」にしよう」（富岡第三地区）、「心地よく暮らせる街　富岡西・能見台～明日が待ち遠しい街～」（富岡西・能見台地区）が実現されるよう、地域支援チームの一員としてふさわしい事業展開に努めます。そのため、地域の特性に合わせた、より細やかな支援を提供することで、地域に暮らす全ての人が安心して暮らせる地域社会の実現に貢献できるように自主企画事業を開催します。また、自主企画事業が自動的な活動となり継続できる体制づくりを支援していきます

- ① 高齢者の方の興味関心は様々なことから多様な価値観を尊重し、誰もが楽しめるものを企画します。鍵盤ハーモニカ（嚥下機能の維持・認知症予防）、料理やお菓子作り（交流の場、男性参加の場）、座ったままできる体操（運動啓発）、ペン字（認知症予防）、eスポーツ（交流の場・認知症予防）、健康チェックの場（体力測定、運動啓発）、傾聴（現役看護師による傾聴）など
- ② 子どもに関しては、年齢別（乳幼児期、学童期）の事業展開で継続的な関わりを持つことで子育て世代との関係作りを行い、地域組織の大切さを伝えボランティア活動に繋げていきます。1～2歳児の教室（行政が行う0歳児の育児教室を卒業したあとも継続して支援できる場）、ダンス・バレエ・体操教室（未就学児から小学生までの教室。親子との関わりをもつことができる教室）の開催。また、小学生・中学生の居場所づくりとして空き部屋を開放します。
- ③ 障害者に関しては、継続した支援によって自立心の育成、社会参加の促進、自己肯定感の向上を考えた事業を行います。また障害をもつたお子さんをもつ保護者の支援も行います。学齢期の親の会（小・中・高校の情報交換会・勉強会）、高校生以上の余暇支援（自力で料理するための支援、外出するときのマナーなど）、成人の親の会（就労しているお子さんをもつ保護者同士の情報交換会）。また、地域住民に向けた障害者への理解・啓発活動も行います（地域住民と親の会の交流会、個別支援級児童と地域住民との小学校での野菜作りなど）。
- ④ その他、多世代交流を行います。高齢者が伝えたいことと子育て世代の声とをマッチングさせるような事業を展開していきます。

なお、これらの事業については、常に自主活動化への促しを目指します

子育て世代に関しては、子どもの成長によりケアプラザとの関わりが少なくなりがちです。そこで成長過程に応じた事業を多く企画し、長期的に参加してもらうことで地域に関心を持っていただき、信頼関係を築くことできれば地域における担い手の発掘にも繋がると考えています。

また、障害児に関しても成長過程に長く関わることで保護者との関りが継続し、さらに地域との関係づくりへと繋げていくことができると考えています。

#### **イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について**

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動団体の皆様に施設を効率的にご利用いただくことは地域の福祉保健活動が活発になることに繋がると認識しており、積極的に利用促進に向けた取組みを行うことが責務であると考えます。施設貸出しに関して取組む内容は次の通りです。

##### **1. 広報・周知活動**

- 1) 広報誌「あっとほーむ」の定期発行（2か月ごと）
- 2) ポスター、チラシの回覧・掲示
- 3) 法人ホームページへの掲載
- 4) 廊下に参加者募集の掲示パネルの設置
- 5) 各種会合、地域活動における P R

##### **2. スケジュール・環境管理**

- 1) 施設貸出空き情報等の見える化
- 2) 情報コーナー（施設内）への貸館予約状況の定期的な更新
- 3) 活動団体からの相談にはいつでも対応できるよう日頃からの関係づくり
- 4) いつでも気持ちよく利用できるように部屋、トイレなどの衛生チェックを実施

##### **3. コーディネート**

- 1) 施設壁面を利用しての作品展示
- 2) 施設利用団体の「コミハ・ケアプラ祭」への参加、施設利用団体が自主事業での講師役を担っていただく等

当施設のイベントをはじめ、地域の行事や近隣施設等への施設外活動を含めた福祉保健団体等の活動する場の提供にも努めています。また、目的外使用として施設利用が出来る事を周知し、普段ケアプラザを利用しない世代の活動の場としても活用していただき、将来は福祉保健活動に繋げていけるよう併せて努めています。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### 1. ボランティアの発掘

ボランティア活動の楽しさややりがいを知ってもらい、積極的に参加してもらえるように多角的な取り組みが必要だと考えます

- ・パンフレット・ポスターの活動内容や魅力をわかりやすくまとめ地域で配布します。
- ・広報誌へ掲載します。
- ・ケアプラザ事業参加者へ直接呼びかけを行います。
- ・子どもから高齢者まで、幅広い世代が参加出来る活動を増やし呼びかけを行います

### 2. 育成への取組

- ・ボランティア活動の内容、目的、スケジュールなどを詳しく説明します。
- ・活動中の安全対策や緊急時の対応について説明します。
- ・ボランティア活動における基本的なマナー、ルール、個人情報に関する注意事項を伝えます
- ・悩みや疑問を気軽に相談出来るように声かけを行っていきます。

### 3. コーディネートの取組

ボランティアコーディネートにおいて大切なことは、活動先を1件でも多く把握し、そのニーズを十分に理解することです。そのため、当ケアプラザは近隣施設や連合町内会、地区社会福祉協議会などと連携を行い1件でも多く活動先を把握し、施設内だけの活動ではなく地域へ還元できるようなコーディネートを心掛けていきます。

新たなボランティアの発掘として自主企画事業開催時等にボランティアを募り、活動のきっかけづくりに努めます。また、施設壁面にボランティア募集のボードを設置し、気軽に情報を持ち帰れるようにする他、地域行事に出向いた際にボランティア情報の周知に努め、新たな登録会員を増やし、活動につなげていきます。

すでに活動をしているボランティアを対象にボランティア交流会を開催し、情報交換や活動の課題等を共有する機会を作り、連帯感形成に繋がるよう支援を行っていきます。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供の課題としては、区内で様々な活動が展開されているのにも関わらず、その情報が必要な方に十分に届いていない実態があります。最新の地域情報を収集・把握し、必要な情報が必要な人に伝わるよう、事業参加者や地域住民との日常会話からの情報収集で福祉保健活動に繋がるようにアンテナをはり、地域活動の情報発信に努めます。具体的に行う内容は次のとおりです。

### 1. 情報収集

- 1) 連合町内会、地区社会福祉協議会などの地域会議への参加
- 2) 地域サロン等への参加
- 3) 区域で開催される各職種連絡会などへ参加し情報収集
- 4) 自主企画事業参加者や地域住民との会話の中から情報収集をし、福祉保健活動につながるよう努める
- 5) 子育てとボランティアの情報配信メールなど、対象に合わせた情報提供
- 6) 地域包括支援センターの総合相談票を確認し、個別ニーズの把握に努める

### 2. 情報提供

- 1) 法人ホームページや施設内で、貸館空き情報や自主企画事業などの情報掲示
- 2) 町内会回覧板や掲示板を利用し情報提示
- 3) 広報誌「あっとほーむ」を発行（2か月ごと）
- 4) 福祉保健活動団体等の情報をまとめた「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ（インターネット情報提供サイト）」を更新し、紙ベースでご案内を発行
- 5) 施設内掲示版に情報を気軽に持ち帰られるボードを設置し、自主企画事業、ボランティア募集、参加者募集等の情報掲示。
- 6) 施設利用マニュアル（利用方法や地域ケアプラザの設置意義等）を作成し配布。
- 7) 広報「よこはま」やタウンニュースなどの広報誌にケアプラザの情報提供・掲載。
- 8) 病院や薬局、コンビニ、担当地域内の福祉事業所に依頼しポスターの掲示や広報紙の配架による情報発信

収集した情報は地域包括支援センター、区役所や区社会福祉協議会などの地区支援チームで共有し、地域で困っていることには、関係機関と連携し改善に向けて協力していきます。高齢者や障害児者、若い世代すべての方に対して、情報発信をするために法人ホームページの掲載情報を充実させ、幅広い世代へ情報提供し、欲しい情報が手に入りやすくなるような工夫を進めていきます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

##### 1. ニーズの把握

地域の既存会議、意見交換会や集いの場に積極的に参加し、地域の課題やニーズ把握を行います。また地域包括支援センターに寄せられる個別相談の傾向を共有します。

##### 2. ニーズの分析

地域ニーズや資源把握の結果を踏まえ、区担当課・区社会福祉協議会等の助言を受けながら多角的に情報を分析します。

##### 3. 情報の活用

インフォーマルサービスを中心に、地域活動などにより把握してきた各種の社会資源情報を取りまとめ、随時更新をする過程で、ニーズ・課題と資源がマッチしているか施設内で内部会議を定期開催し協議・分析したのち自主企画事業の企画に反映します。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

地域を訪問する・事業を実施するなどのなかで、地区のニーズを把握し、地域住民・区役所・区社会福祉協議会等との情報の共有を図ります。見守り協力事業者への訪問を通じて地域住民に関する情報を収集し実態把握に努めます。

担当地域内の商店会はもちろんのこと、民間企業との協働にも注力いたします。具体的には各商店に直接訪問し、インタビューを通じて個人商店ならではの地元に密着したサービス内容を把握します。実際にこの調査をもとに介護保険では対応できないようなちょっととした身近な生活の困りごとを解決し、在宅生活の質の向上につながったこともあります。企業との連携については横浜市と包括連携協定を結んでいる企業をはじめとして連携した事業を展開していきます。地域貢献をしたいがやり方がわからない、かかわり方がわからないという企業もあるのでこちらからニーズをもとにした提案を行うことでより多くの企業とのつながりを持てるようにしていきます。

また地区には医療機関も複数あります。これらの機関とも連携を深め、社会貢献活動を促し、医療講演会の開催や地域のサロン等につないでいきます。

最も大切なことは、生活支援コーディネーターや地域交流コーディネーターが地域に出て、地域の様々な機関とつながり信頼関係をつくっていくことです。当施設はコーディネーター以外の職員も含めて地域の様々な機関とつながっていくことを徹底して実施していきます。

## ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくことができる地域づくりのため、地域住民とともに地域状況を共有し、必要な場やしくみを考え創出につなげる取り組みを協議体と考えます。

令和4年度から開催している協議体「シニアクラブ連絡会」はシニアクラブ役員にお集まりいただき各クラブの現状と課題の共有、情報交換をざっくばらんに行ってています。趣味活動が多様化している中でシニアクラブを選択する人が減っており、会員減や役員の成り手不足から解散を決定したシニアクラブもありますが、参加している人にとっては身近な社会参加の場であると同時につながりづくりの場であり、それがゆるやかな見守りにつながっている実感もあるため、活動継続を望んでいます。今後もこの協議体はシニアクラブの活動を継続していくための情報交換の場として開催していきます。

またシニアクラブにはサロンや体操教室など他の地域活動に比べ男性参加者が多いことに着目し、男性目線で新たな居場所づくり・活動の場づくりについて意見交換できる場として協議体を開催できるよう「シニアクラブ連絡会」を通じて関係構築に努めます。

## エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者が生活するうえで感じる不便の改善や代替手段として介護保険サービスや行政サービスがありますが、それらすべてに対応できるわけではなく、どうしても制度の隙間が生じてしまします。その隙間を埋めるサービスが社会資源であると考えます。高齢者の生活上のニーズと社会資源のマッチングをするためにはそれぞれの現状を知る必要があります。

地域活動の場への参加や利用者の声を聞くことで直接高齢者のニーズを把握するとともに既存の活動・サービスが抱える課題や制度の隙間ゆえのニーズがどんなものなのかも把握する他、担当地区内の民間企業を訪問し業務を通じて感じる高齢者ニーズについてヒアリングを継続します。同時に今までの地域活動などにより把握してきた各種の社会資源情報をまとめたインフォーマルサービスリストの随時更新や地域住民同士の互助関係など大小にこだわらず資源の把握を進めることで、高齢者のニーズを反映させマッチング支援につなげます。

民間企業へのヒアリングで高齢者のちょっとした困りごとを相談され業務外ではあるが対応しているという話を複数聞きました。直接訪問しヒアリングしたことでケアプラザとのつながりができ、介護保険では対応できない困りごとの相談先になったように、今後もニーズと社会資源の把握の継続に努めます。

#### (4) 地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢化が進む中で地域では一人暮らし高齢者や老々介護の問題だけでなく、引きこもりや障害のある成人した子どもと高齢の親などの多くの問題を抱えた世帯の相談も増加傾向であり、地域包括支援センターでは個人の支援だけでなく、家族単位での支援の必要性をますます感じています。地域により近い相談機関としてワンストップサービスの重要性を理解し、区役所や専門機関、医療機関等との情報共有や連携をさらに強化し、地域住民が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう支援をしていきます。担当地域は特に坂道の多い地域であるため、高齢者が相談に来づらい地域もあります。訪問による相談対応を積極的に行い問題解決に向けて必要なサービスを速やかに提供できるよう支援を行います。

##### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域包括支援センターで受ける相談の約4割が認知症に関連する相談となっています。認知症は本人だけでなく家族にとっても、戸惑いや不安が大きくなります。相談ではそのような本人、家族の気持ちに寄り添いながら支援を進めます。特に早い段階より適切な診断を受け治療につなげ、必要なサービスにつなぐことが出来るよう支援をしていきます。

家族対象としては「介護者の集い」を開催し、精神的なサポートと情報提供を行っていきます。また、認知症になっても本人と家族が変わりなく地域で安心して暮らしていくよう認知症サポート養成講座や認知症カフェ等を開催し、認知症への理解や対応についての普及啓発を進めていきます。地域の商店や福祉施設、医療機関等との関係づくりを進め、情報を共有するなどして認知症の方のゆるやかな見守りを行っていきます。

また小中学校での福祉教育においても認知症の理解を深められるように地域内の認知症キャラバン・メイト「ランタナの会」とも連携して啓発活動をしていきます。

## ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### 1. 成年後見制度

地域包括支援センターでは制度普及啓発の講座を年1回開催するとともに、特に金沢区版エンディングノートの活用による自己決定を促すために、地域に出向いて書き方講座を積極的に開催していきます。相談時には制度説明や申請書類作成等の助言、専門職の紹介などを迅速に行います。昨今、急病による入院や認知症のために金銭管理が行えずライフラインが止まってしまった方の成年後見制度申し立てなども増えていますので、広く制度の周知を行っていきます。

### 2. 高齢者虐待

高齢者虐待を未然に防ぐためには高齢者や介護者が地域から孤立することなく日頃から支え合い、見守り合う関係を築くことが重要になります。地域包括支援センターでは介護サービス従事者への啓発だけではなく、民生委員をはじめとした地域住民への普及啓発を進めます。通報があった時には速やかに行政と連携し対応を図っていきます。介護者への支援では「介護者の集い」を開催するなどして他者とのつながりが持てるよう支援し、『独りで悩まない・相談できる相手がいる』をスローガンに掲げていきます。

### 3. 困難事例対応

困難事例の多くは医療に繋がらない精神疾患や発達障害が疑われる方の支援に関することが含まれ、解決の糸口がつかみにくいことがあります。また、それが本人だけとは限らず、キーパーソンたる親族がそうであったり、取り巻く関係者であったりと様々です。このようないわゆる多問題ケースといわれる事例に対しては支援者のサポートも含め、関係者の連携と支援が必要となります。専門職の意見も取り入れつつ多角的に関わり対応していきます。

### 4. 消費者被害防止

被害を防ぐには、まずどのような手口があるかを知ることが防止の第一歩となります。

連合町内会定例会等で発信される情報や、国民生活センター見守り新鮮情報などで消費者被害、特殊詐欺のリアルタイムの情報、最近の傾向などを把握します。その情報を行政、消費生活センター、地域住民である消費生活推進員等と共に地域サロンや各種イベント、個別の高齢者、介護サービス事業所などに対して消費者被害の防止を呼びかけます。

被害にあった高齢者には、消費生活センターと連携の他、悪質業者の執拗な訪問を退けるよう警察署とも連携し、チームで対応を図り必要に応じて成年後見人の申し立ても行政と協働して行います。この数年でもクーリングオフを2件行いました。いわゆる点検商法といわれるもので、被害にあった高齢者へはケアマネジャー、訪問介護から連絡をもらい被害の確認と駐在所の警察官へ情報共有を行い見守り体制の強化を行っています。

## **エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等**

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### **1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業**

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、「個別支援」と「環境整備」が2つの柱になります。「個別支援」では日ごろからケアマネジャーからの個別相談への助言と必要に応じて訪問に同行しケースに関わるなど、地域包括支援センター全職種が連携して行っています。

「環境整備」では、関係機関が連携しネットワークの構築と強化ができるように主眼を置き、ケアマネジャーが地域の特性を知り活動しやすくなるように「民生委員とケアマネジャー連絡会」の開催などが効果的と考え、実施いたします。また、地域ケア会議を活用し個別に相談を受けたケースを取り上げ、地域の多職種で検討する体制を整えていきます。

区内で活動するケアマネジャーには、ケアマネ連絡会と協働スキルアップを目標とした事例検討会やケアマネジメント・スキルアップ研修を年2～3回、新任ケアマネジャーを対象にした研修会を年間3回のプログラムを組んで実施しています。

以上の「個別支援」と「環境整備」を連動させ実施することで、長く地域で活躍できる支援者が育成されネットワークの構築・強化につながることを意識し、取り組んでいきます。

### **2. 在宅医療・介護連携推進事業**

超高齢社会にある日本では、今後65歳以上高齢者のうち認知症の高齢者が増加していくことが懸念されています。また、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加しており、介護や医療を受ける人の割合が増加していくことが予測されます。この傾向は当地域包括支援センターが担当する地域も同様の状況です。

当施設の担当地域には医療機関が多数存在しており、各機関とも顔の見える関係づくりをし、連携を図っていきます。医療と介護の連携推進をはかり、要介護者やご家族に必要なサービスが速やかに提供されるよう努めていきます。

在宅医療・介護連携推進事業では、このような背景を踏まえて、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域において在宅医療と介護を一体的に提供することを目指していきます。そのために、三師会をはじめケアア兰花協力医、在宅医療連携室、その他の地域医療関係者に参加を依頼し実施している地域ケア会議の場の活用により、居宅介護支援事業所等の介護関係機関と医療関係機関との連携が一層進むよう取り組んでいきます。

#### **オ 地域ケア会議について**

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議は、支援が必要な高齢者に適切な支援が届くよう地域住民と専門職が集まり、課題抽出と解決に向けた検討を重ね、暮らしやすい地域づくりを推進する会議です。

会議の開催は、個別の案件を対象とした会議を年2～3回、その個別会議から導かれる地域の課題を検討し、包括レベルの会議を年1回以上開催します。

地域ケア会議が包括的支援業務の核として個別課題の解決・ネットワーク構築・地域課題の発見等の役割を果たし、地域づくり・資源開発につながるよう計画していきます。

#### **カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について**

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

介護予防支援事業は地域包括支援センター職員、及びケアプラザ内外の居宅介護支援事業者への業務委託で行います。利用者とご家族に事業者を選定できることを相談窓口の時点からわかりやすく説明し、ハートページや居宅介護支援事業者の空き情報を示します。委託事業者には契約時や担当者会議開催時に同行し、プラン作成にあたり適切なサービス利用について助言等の支援を行います。

昨今、区内のケアマネジャー不足が顕在化し業務委託がスムーズに行えない事案が問題となっています。そのため介護予防支援事業所に予防プランナーとしてケアマネジャーを配置し独自に対策を講じます。

## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の居場所を充実させ、人とのつながりを通じて参加者や居場所が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。さらに地域において介護予防に関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進します。

要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とした横浜市的一般介護予防事業の理念に基づき、区役所と地域診断を進め、地域課題に対して次の事業を展開してきます。

### 1. 介護予防普及強化

全ての健康レベルにある65歳以上の高齢者を対象に、フレイル予防・口腔ケア・栄養・フットケア・認知症予防等を中心に介護予防活動のきっかけづくりとなる講座を実施します。

講座の開催にあたっては、地域の医療機関や各町内会自治会役員、民生委員、ヘルスマイト、保健活動推進員や一般企業等とも連携して、よりよい講座づくりを目指します。

講座へ参加した住民が仲間を得て自主的なグループを立ち上げ、元気づくりステーション等の定期的な活動へつながり、住民同士の交流と共に介護予防が促進されるよう働きかけます。

### 2. 地域における介護予防活動の支援

地域で介護予防に資する活動を行う団体に向けて、医師や健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士等を中心に講師に招き、それぞれの職種に応じた講座を実施し地域の活動がよりよく継続されるよう支援を行います。

地域のサロンや集い、教室などで出前講座を行い、介護予防の必要性を伝え、住民主体のイベント開催も支援して地域での介護予防に対する関心と取組を発展させていきます。また、ケアプラザ広報誌で介護予防の情報を発信するなど、様々なアプローチを実施していきます。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

介護保険制度が施行されてから、高齢者の支援が介護サービスに偏る傾向がありました。地域ケアプラザが地域に根差した身近な場であることを活かし、個別の相談や介護予防に取り組むなかで地域をつなぎ、個々の高齢者の解決すべき課題を適切に援助できる体制を構築していきたいと考えます。業務遂行にあたっては、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが縦割りではなく、専門性と技能を活かしながら、連携して行います。さらに、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターとの情報の共有や、相互の助言を通じて地域包括支援ネットワークの構築に取り組むことも重要と認識しています。

そのために地域の活動に積極的に参加し、関係づくりをすることが肝要と考えます。地域で活躍する自治会町内会役員や民生委員、医療機関、ケアマネジャー、サービス事業所との顔の見える関係を構築し、支援が必要な高齢者が明らかになった時には、その支援のために関係者が協働し、構築されたネットワークを最大限に生かし、支援に取り組みます。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1. 公の施設における事業提供を踏まえた運営

本事業は横浜市が整備した当施設に併設されることから、公正・中立な運営と透明性の高い管理を厳守しなければなりません。

特にケアプラン作成においては、誤解や風評の類であっても自法人にとって利益を誘導するかのようなマネジメントがなされることが無いように常に自戒の念を持って業務に当たるように地域包括支援センターの職員を含めてケアマネジャー全員に注意を喚起していきます。

また、ケアプラン作成に際しては中立性を担保するため、複数事業所の資料を用いて、見学等を含め、対象者自身が比較検討できるようにしていきます。

### 2. 介護予防支援事業者との連携体制

介護予防支援事業者との連携体制については、併設されている介護予防支援事業所のみからではなく、区内を担当する地域包括支援センターからも積極的に委託事業を受け、介護予防に貢献できるよう公正かつ柔軟な業務基盤を整備いたします。

また、介護予防支援事業者が対応に苦慮される支援困難ケースに対しては、地域包括支援センターや行政機関、医療を含む関係機関や関係団体等とも連携し、必要に応じて同行訪問やサービス担当者会議等を開催し、問題の解決に取り組みます。

なお、ターミナルケアや医療依存度の高いケースは、医療機関やサービス事業所と密に連絡をとり、迅速できめ細やかな対応を心がけます。当法人全体のスケールメリットを活用して協働支援にあたり地域に必要とされる事業所を目指します。

### 3. 当事業所の特徴について

当施設の居宅介護支援事業所のケアマネジャーは、当法人が運営する5地域ケアプラザ等のケアマネジャーの異動により配置します。管理者には、主任ケアマネジャーを充て、携帯電話を常時保有し、24時間相談ができる体制を作ります。

当施設の居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターと連携しやすい環境にあることから、インフォーマルサービスをケアプランに取り入れることについては積極的に対応していきます。

毎週会議を開催し、ケースの共有や事例検討、インフォーマルサービス、居宅サービス、医療機関などの最新情報を直面して情報共有や確認を行いタイムリーな情報を活用しながら、自立支援に向けたケアプラン作成を提供していきます。

また、担当ケアマネジャーが不在の時においても相談が受けられるよう細やかな記録作成やカンファレンスを定期的に開催し情報共有に努めています。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

ご利用者一人ひとりがその有する能力において、その人らしい生活が実現できるよう個別の通所介護計画を基に、自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービス提供を目指します。また、個別のニーズに対応できるよう、レクリエーションなどは毎日複数のメニューを提供し、自分で選択しながら身体機能の維持及び向上に繋がる機能訓練に参加していただきます。

さらに、指定管理者が行う介護保険サービスであることを認識し、自己点検や運営状況点検書を用いて法令順守に努めるほか、近隣のサービス事業所の模範となるような運営に努めます。

### 全サービス共通事項

- ・看護師・機能訓練指導員による介護（予防）体操を提供します。
- ・楽器演奏等のイベント時、大きな音が苦手な方には別部屋で個別プログラムを実施します。
- ・個別に合わせた食事形態を提供します。
- ・閉じこもりの解消・他者との交流・社会生活への参加の援助を計画します。

### 第1号通所相当サービス（運動機能向上の取り組み）

生活的なリハビリテーションをプログラムに取り入れ、生活機能の改善や維持向上を目指します。

- ・レクリエーションのほかにテーブル拭きや生活活動を行っていただきます。
- ・ご利用者の状態や残存機能に応じた作業レクリエーションを提供します。
- ・囲碁、将棋、麻雀など個別のレクリエーションを提供します。

### 通所介護サービス

中重度の要介護認定者も積極的に受け入れて、ご家族の介護負担の軽減に寄与します。さらに本人の意思決定が行えるよう、様々なプログラムを提供します。

- ・ご利用者の状態に合わせた食事介助・排泄介助・入浴介助等を検討し提供します。
- ・自らの意思で参加できるよう、地域のイベント情報などを随時提供します。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

公の施設の管理運営を代行する指定管理者制度においては、指定管理料（委託料）を含む収支についての透明性が求められる事は勿論、ご利用者へ良質なサービスを提供するために効率的に支出されるべきと考えます。

地域活動交流事業・生活支援体制整備事業・地域包括支援センターにおける良質なサービス提供の要は『人』であり、人件費が指定管理料の支出経費における割合の多くを占める事は必然であると認識しています。

当法人に所属する『経験豊富＝勤続年数が長い』スタッフを配属する事から、人件費が割高になることは想定の範囲であると共に要検討課題であると認識しております。

したがって、当法人ではこの課題解決に向けて適切に対応すべく、予てより効率的な経費執行に取り組んできました。具体的には施設管理維持業務費の低額化への取組が挙げられます。

当法人ではスケールメリットを活用し様々な委託業務を法人一括で入札～決定する事で、サービスの質を落とすことのない支出減を実施、削減した費用を人件費のみならず、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業や地域包括支援センター事業の充実を目指して、適切な事業費の予算編成やスタッフの研修等に係る費用に効果的に配分するなど、指定管理料を地域の皆様が必要とするサービスに効果的かつ優先的に配分する事で効率化を実現します。

しかしながら、これらの取組を行った上でなお指定管理事業に対して費用支出を要する事案が発生した場合には介護保険事業収入から支出していきます。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

当法人では日頃から適切な運営に向けて限りある予算を必要な事業に配分・執行することで、さらなる良質なサービス提供を実現するために、各事業所管理職に留まらず、スタッフ一人ひとりが自ら経営感覚を持って行動するように指導しています。具体的には消耗品の無駄遣い防止や光熱水費の管理など、日々の小さな積み重ねを意識して経費を低額に抑える様々な工夫をしています。

また地域包括支援センターのケアプラン作成料や併設する通所介護事業・居宅介護支援事業の収入を地域ケアプラザ全体の収入として捉え、地域活動交流や生活支援体制整備事業・地域包括支援センター等を含む全体で収支バランスを図ります。

他の取り組みとしては設備・備品を大切に扱う意識をスタッフ一同が持つように啓発する事で少しでも長く使用できるように指導し、その上で経年劣化や来所された皆様が破損してしまった設備・備品については可能な限り職員が補修し、また建物管理業務従事者による補修を行って支出を抑えるよう努めています。

なお、収入については地域活動交流におけるイベントに関し、全てを指定管理料で負担するのではなく、実費相当分を受益者負担としてご利用者に負担していただき、運営費の支出を抑えます。

また地域の団体や企業をはじめとした事業者と共に講座やイベント等を開催することで、地域団体等との連携をさらに深めつつ効率的な事業実施を図ります。

公の施設である指定管理制度における地域ケアプラザについては支出節減が求められると認識して、日頃から当法人が運営する地域ケアプラザでも積極的に取り組んでおり、これらのノウハウを適用して当施設においても利用料金の収支の活用及び運営費の効率性に役立てていきます。

**指定管理料提案書**  
**(横浜市富岡地域ケアプラザ)**

**1 指定管理料提案書**

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	11,621,000円	11,748,831円	11,878,064円	12,008,718円	12,140,807円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	□	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
事業費	コミハ・ケアプラ祭、親の会、たのしい大人の鍵盤ハーモニカ、ものづくり講座等	□	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	
事務費	旅費交通費、通信運搬費、事務用消耗品費、会議費、手数料、保険料、賃借料、ガソリン代、セキュリティ対策費等	□	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	9,300,000円	9,300,000円	9,300,000円	9,300,000円	9,300,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-527,000円	-654,831円	-784,064円	-914,718円	-1,046,807円	
施設使用料相当額			-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	
合計			22,462,000円	22,462,000円	22,462,000円	22,462,000円	22,462,000円	
	うち団体本部経費		500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	■	22,655,000円	22,904,205円	23,156,133円	23,410,944円	23,668,539円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	1,292,000円	1,292,000円	1,292,000円	1,292,000円	1,292,000円
事業費		保健・福祉に関する自主事業、 チームオレンジ事業、認知症予防 講座、西ハイツサロン、介護者の 集い等	□	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事務費		旅費交通費、通信運搬費、事務 用消耗品費、会議費、手数料、保 険料、貸借料、ガソリン代、セ キュリティ対策費等	□	2,069,000円	2,069,000円	2,069,000円	2,069,000円	2,069,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,919,000円	1,919,000円	1,919,000円	1,919,000円	1,919,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		-2,484,000円	-2,733,205円	-2,985,133円	-3,239,944円	-3,497,539円
合計				26,507,000円	26,507,000円	26,507,000円	26,507,000円	26,507,000円
			うち団体本部経費	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	■	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
事業費	チームオレンジ事業、笑みカフェ (認知症カフェ)、ゆるゆる体操等	□	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	
事務費	旅費交通費、通信運搬費、事務用消耗品費、会議費、手数料、保険料、貸借料、ガソリン代、セキュリティ対策費等	□	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-515,000円	-575,500円	-636,665円	-698,503円	-761,021円	
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
うち団体本部経費			500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	500,000円	

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防に関する自主事業、栄養講座、口腔講座、チャレンジ＆トライ等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書**  
**(横浜市富岡地域ケアプラザ)**

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
		配置予定人数	6.2500人	6.2500人	6.2500人	6.2500人
②	基礎単価					
	配置予定人数					
③	基礎単価					
	配置予定人数					

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
②	基礎単価					
	配置予定人数					
③	基礎単価					
	配置予定人数					

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円	■■■■円
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

--

**収支予算書**  
**(横浜市富岡地域ケアプラザ)**

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,462,000円	22,462,000円	22,462,000円	22,462,000円	22,462,000円	
	地域包括支援 センター運営事業	26,507,000円	26,507,000円	26,507,000円	26,507,000円	26,507,000円	
	生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	
	一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	
		55,308,000円	55,308,000円	55,308,000円	55,308,000円	55,308,000円	
収入	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	
		居宅介護支援事業	31,257,000円	31,257,000円	31,257,000円	31,257,000円	
		通所系 サービス事業	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円	
			148,257,000円	148,257,000円	148,257,000円	148,257,000円	
		その他収入	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	
		203,865,000円	203,865,000円	203,865,000円	203,865,000円	203,865,000円	
支出	内訳	人件費	146,731,000円	148,305,914円	149,898,152円	151,507,904円	
		事業費	16,959,000円	16,959,000円	16,959,000円	16,959,000円	
		事務費	7,899,000円	7,899,000円	7,899,000円	7,899,000円	
		管理費	18,319,000円	18,319,000円	18,319,000円	18,319,000円	
		その他	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	7,200,000円	
		197,108,000円	198,682,914円	200,275,152円	201,884,904円	203,512,363円	
		うち団体本部経費	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	
収支		6,757,000円	5,182,086円	3,589,848円	1,980,096円	352,637円	